

## 神奈川県立精神医療センター虐待防止委員会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、当センターにおける患者に対する虐待を未然に防止し、適切な対応を図るため、虐待防止委員会（以下「委員会」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 本要綱における虐待とは、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律及び厚生労働省通知等に定める身体的虐待、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待及びネグレクト等をいう。

(設置)

第3条 所長は、虐待防止対策を総合的、継続的及び横断的に推進するため、委員会を設置する。

(所掌事務)

第4条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 虐待防止に関する職員の意識向上
- (2) 虐待防止に関するマニュアル等の整備・点検
- (3) 職員研修等の企画・運営
- (4) 虐待防止のチェック及びモニタリング
- (5) 虐待発生後の検証、再発防止策の検討及び実施状況の点検
- (6) 虐待防止に関する関係機関・外部専門家との連携
- (7) その他、所長が必要と認める虐待防止に関する事項

(組織)

第5条 委員会は、別表の職員により構成する。

- 2 委員長は患者サポートセンター長とする。
- 3 委員会には、委員長が必要と認める者の出席を求めることができる。

(委員会の開催)

第6条 委員会は、委員長が開催を招集する。

(秘密保持)

第7条 委員は、職務上知り得た情報を正当な理由なく他に漏らしてはならない。委員退任後も同様とする。

(管理者会議との関係)

第8条 職員以外の者からの患者に対する虐待の疑いのある事例を発見した時は、発見者は委員会構成員に連絡し、委員長は迅速に管理者会議に諮り、必要に応じて関係機関に連絡等を行う。

- 2 職員からの患者に対する虐待の疑いのある事例については、管理者会議において調査等を行う。

(外部専門家との連携)

第9条 委員会は、第4条に定める取り組みを、外部専門家との連携のもと進めるものとする。

(庶務)

第 10 条 委員会の庶務は、患者相談室において行う。

(その他)

第 11 条 本要綱に定めのない事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

- 1 この要綱は、令和 7 年 12 月 26 日から施行する。
- 2 本委員会の設置により虐待対応委員会は廃止する。

別表

職名
患者サポートセンター長
副事務局長
コ・メディカル部長
患者相談室長
福祉医療相談科長
副看護局長（教育担当）
医療安全推進室長